

# 岸和田港振興協会会則

岸和田港振興協会

## 岸和田港振興協会会則

(名称)

第1条 本会は、岸和田港振興協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪府岸和田市岸城町7番1号に置く。

(目的)

第3条 本会は、岸和田港の振興対策を推進し、岸和田市及び泉州一帯の産業経済並びに文化の発展に寄与することを目的として次の事業を行うものとする。

(1) 岸和田港の修築運営に関し積極的総合的に調査研究を行い、その具体的方策を樹立し、関係方面に建議進言するとともに諮問に応ずる等これを実現するための施策を強力に推進する。

(2) 現有諸施設の強化拡充と諸対策。

(3) 岸和田港に関する講演会並びに図書の刊行等による啓蒙宣伝運動。

(組織)

第4条 本会は、岸和田港振興に関し本会の趣旨に協賛する有志をもって組織する。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

(2) 特別会員

2 正会員は、本会の趣旨に協賛するものにして第7条の会費を納めるものとする。特別会員は、本会の趣旨に協賛する学識経験者の中から理事会の推薦により加入するもので会費を徴収しない。

(正会員の資格等)

第6条 本会の加入手続き及び資格の喪失等は、別途「岸和田港振興協会会員規則」に定めるところによるものとする。

(会費)

第7条 会費は、会社団体1口につき月額1,100円、個人1口につき月額550円とし、それぞれ1口以上を負担するものとする。既納の会

費は返還しない。

2 会費は、毎年4月、10月の2回に分けて納付するものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 4名以内

理 事 若干名

監 事 若干名

2 総会の決議により名誉会長1名を置くことができる。

(役員の選任)

第9条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。役員  
の任期は2ヵ年とする。ただし再選及び留任を妨げない。

2 役員にして団体選出の者は、その基礎となった役職において改選又  
は改任があったときは、それに従って本会の役員も更改されるもの  
とする。

(職務)

第10条 会長は、会務を総理し本会を代表する。副会長は、会長を補  
佐し、会長事故あるときは会長の職務を代理する。

2 前項の規定にかかわらず、助成金等の申請については、副会長に委  
任することができる。

(顧問、相談役、参与、運営委員)

第11条 本会に顧問、相談役、参与及び運営委員若干名を置くことが  
できる。

2 顧問、相談役、参与は、理事会において選定し会長が委嘱する。た  
だし、団体選出の者は、その基礎となった役職において改選又は改  
任があったときは、それに従って更改されるものとする。

3 運営委員は、会員の中から会長が委嘱する。

4 顧問、相談役及び参与は、会議に出席し意見を述べることができる。  
ただし議決に加わることができない。

(常任理事)

第12条 会長は、会務を処理するため理事中から常任理事1名を指名す  
る。

2 常任理事は、会長の指揮を受け第13条の職員を指揮して理事会の会務を行う。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、岸和田市魅力創造部産業政策課に置く。

2 会長は会務執行のため事務局に幹事及び事務局員若干名を置き、理事会の議決を得てこれを任免する。

(会議)

第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回これを開く。

2 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3 会議の議長は、会長がこれにあたるものとする。

4 会議の議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の定めるところによる。

5 会長は天災、感染症の蔓延その他の事由により、会議を招集することが適当でないと認められるときは、書面もしくはオンライン等により総会を開催し、決議を取ることができる。

(会議付議事項)

第15条 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。

(1) 本会の予算、決算、その他重要な事項。

(2) その他会長が付議する必要を認めた事項。

(理事会)

第16条 理事会は、総会より次期総会に至る迄の重要事項を審議する。

2 会長は緊急を要すると認めるときは、理事会の決議をもって総会の決議に代えることができる。

3 前項の場合、会長は、これを次回の総会に報告しなければならない。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第18条 寄付金の收受は、理事会の決議によるものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第20条 本会則の改正は、総会の決議によるものとする。

附 則

本会則は、昭和 27 年 12 月 19 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 31 年 8 月 3 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 38 年 5 月 10 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 40 年 10 月 19 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 42 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 50 年 5 月 29 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 53 年 6 月 26 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 56 年 4 月 23 日より施行する。

附 則

本会則は、昭和 60 年 4 月 23 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 6 年 4 月 26 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 23 年 5 月 31 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 29 年 4 月 21 日より施行する。

附 則

本会則は、平成 31 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

本会則は、令和 4 年 5 月 30 日より施行する。

附 則

本会則は、令和 5 年 4 月 27 日より施行する。